

福岡県公報

令和元年六月二十八日
第十六号
増刊
①

目次

規則 (第八号・第九号)	福岡県証紙代金収納計器取扱規則等の一部を改正する規則	(行政経営企画課)	一
福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則	(財産活用課)	三	
告示 (第百二十一号・第百二十四号)	福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程の一部を改正する告示	(農林水産政策課)	三
福岡県農山漁村電気導入補助金交付規程の一部を改正する告示	(農山漁村振興課)	三	
福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示	(農山漁村振興課)	三	
福岡県野菜指定産地生産出荷近代化計画樹立業務委託要綱を廃止する告示	(団体指導課)	四	
訓令 (第二号)	福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令	(自然環境課)	八
教育委員会	福岡県体育研究所短期研修規程を廃止する訓令	(教育庁体育スポーツ健康課)	一〇
福岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	(教育庁文化財保護課)	一〇	
福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則		一〇	

(教育庁施設課) …………… 一〇

福岡県立高等学校学則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁高校教育課) …………… 一〇

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 (教育庁特別支援教育課) …………… 一一

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一一

規則

福岡県証紙代金収納計器取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第八号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則等の一部を改正する規則

(福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部改正)

第一条 福岡県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「**日本工業規格 B5**」を「**日本産業規格 A4**」に改める。

様式第五号中「**日本工業規格**」を「**日本産業規格**」に改める。

様式第六号から様式第十三号までの様式中「**日本工業規格 B5**」を「**日本産業規格 A4**」に改める。

様式第十六号中「**日本工業規格**」を「**日本産業規格**」に改める。

様式第十七号中「**日本工業規格 B5**」を「**日本産業規格 A4**」に改める。

様式第十八号及び様式第十九号中「**日本工業規格**」を「**日本産業規格**」に改める。

(福岡県公共施設整備基金管理規則の一部改正)

第二条 福岡県公共施設整備基金管理規則(昭和六十年福岡県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**日本工業規格 B5**」を削る。

(福岡県減債基金管理規則の一部改正)

第三条 福岡県減債基金管理規則(昭和六十一年福岡県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(日本工業規格B5)」を削る。

(知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第四条 知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成十三年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号イ及び別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第五条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十七年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号イ及び別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(福岡県立公文書館条例施行規則の一部改正)

第六条 福岡県立公文書館条例施行規則(平成二十四年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号イ、別表第一備考及び別表第二備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第七条 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四建築物(整備基準)の表第十二項第二号中「(日本工業規格)」を「(日本産業規格)」に改める。

(福岡県浄化槽法施行細則の一部改正)

第八条 福岡県浄化槽法施行細則(昭和六十年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成十五年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び同表備考二イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号(その一)から様式第四号までの様式中「(日本工業規格)」を「(日本産業規格)」に改める。

(福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則の一部改正)

第十条 福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則(平成二十七年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改める。

別記様式中「(日本工業規格B5)」を削る。

(福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則等の一部改正)

第十一条 次に掲げる規則の様式中「(日本工業規格)」を「(日本産業規格)」に改める。

一 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)様式第一号から様式第十六号まで

二 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第十号)様式第一号から様式第十号まで

三 福岡県大麻取締法施行細則(昭和二十九年福岡県規則第二十一号)様式第一号から様式第七号まで

四 福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和二十九年福岡県規則第二十二号)様式第五号の二及び様式第五号の三

五 栄養士法施行細則(昭和三十六年福岡県規則第九号)様式第一号から様式第四号まで

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十七年福岡県規則第二十九号)様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号から様式第十八号まで

七 死体解剖保存法施行細則(昭和三十八年福岡県規則第五十七号)様式第一号から様式第七号まで

八 福岡県覚せい剤取締法施行細則(昭和五十五年福岡県規則第四十五号)様式第一号から様式第十号まで

九 福岡県老人福祉法施行細則(平成三十年福岡県規則第二十三号)様式第一号から様式第十六号まで

十 福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年福岡県規則第五十八号）様式第一号その一から様式第四号まで、様式第六号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号まで

十一 福岡県漁港管理条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第五十五号）様式第一号から様式第十五号まで

十二 林業種苗法施行細則（昭和四十六年福岡県規則第五十七号）様式第一号から様式第七号まで

十三 福岡県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年福岡県規則第六十号）別記様式

十四 福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成三十年福岡県規則第四十三号）様式第一号その一から様式第二号その二まで

十五 福岡県建設技術情報センター条例施行規則（平成七年福岡県規則第五十号）別記様式

十六 福岡県道路占用規則（平成十二年福岡県規則第八十一号）様式第六号

十七 福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則（平成二十二年福岡県規則第十三号）様式第一号から様式第十一号まで

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則

福岡県庁内管理規則（昭和四十三年福岡県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「日本工業規格B5」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第二号中「日本工業規格B5」を「日本産業規格A4」に改め、「(年令)」及び「(男・女)」を削る。

様式第三号及び様式第六号その一からその三までの様式中「日本工業規格B5」を「日本産業規格A4」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

告示

福岡県告示第二百一十一号

福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程の一部を改正する告示

福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程（昭和五十六年六月福岡県告示第八百二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号その二までの様式中「日本工業規格A4」を削る。

附則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

福岡県告示第二百二十二号

福岡県農山漁村電気導入補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農山漁村電気導入補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県農山漁村電気導入補助金交付規程（昭和三十六年三月福岡県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「日本工業規格B5」及び「B5」を削る。

様式第十三号及び様式第十四号中「日本工業規格B5」及び「B5」を削る。

附則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

福岡県告示第百二十三号

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程（平成七年九月福岡県告示第千六百十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「ものとする。」 「ものとする。」

平成 年 月 日 を 年 月 日 に改める。

様式第一号の二中「・申出」及び「開・大・強・本」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書

福岡県知事 殿

住所 年 月 日
申請者 (融資機関名) 印
(代表者氏名)

下記の農業経営負担軽減支援資金の貸付けについて、利子補給金を受けたいので、福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程第 5 条第 1 項の規定に基づき申請します。

貸付けの相手方	貸付予定額	貸付予定時期 年 月 日 年 月 日	貸付利率 %	利子補給率 %	据置期間	償還期限	債務保証委託		備考
							有	無	

注： 1 債務保証委託は、福岡県農業信用基金協会に対するもの。
 2 借入申込書の写しを添付すること。
 3 農業負債整理関係資金基本要綱 (平成 13 年 5 月 1 日付 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知) 第 3 の 1 の経営改善計画書を添付すること。

様式第二号の二を次のように改める。

様式第2号の2 (第5条関係)

経営改善計画に関する要件書

年 月 日

住 所

融資機関名

(代表者氏名) 印

		分類	一般 ・ 特認
借入 希望者	住所	借入申込書受理年月日	
	フリガナ	年 月 日	
	氏名	年 月 日	
	生年月日	年 月 日生	性別 男・女
農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知)第2の1に規定する貸付対象者に該当することを認めます。			
特認の理由			
関係機関の意見	機関名	意見聴取年月日	意見の内容
	市町村		
	普及指導センター		
備考			

- 注：1 「借入希望者」が法人の場合は、「氏名」の欄に法人名及び代表者氏名を記入すること。また、役員名簿（様式第1号の2）を添付すること。
- 2 償還期限を、10年を超え15年未満とする場合には、「分類」の欄は、「特認」を○で囲み、特認の理由を記入すること。
- 3 必要に応じて、経営改善計画について、市町村、普及指導センター等関係機関の意見を聴取して記載すること。

様式第三号中「長濑」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第百二十四号

福岡県野菜指定産地生産出荷近代化計画樹立業務委託要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県野菜指定産地生産出荷近代化計画樹立業務委託要綱を廃止する告示

福岡県野菜指定産地生産出荷近代化計画樹立業務委託要綱（昭和四十一年七月福岡県告示第五百九十一号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第二号

環境部

農林事務所

福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程（平成二十七年六月福岡県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第6条関係)

巡視報告書

(月分)

日(曜日) 巡視時間	巡視した区域又は箇所	業務内容	巡視の状況
() : ~ :		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣の管理に係る指導	
() : ~ :		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣の管理に係る指導	
() : ~ :		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣の管理に係る指導	

その他連絡事項等

日(曜日)	内容
()	

(注) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

巡視の状況の欄には、次のことを記入すること。

- 1 巡視した区域又は箇所の状況
- 2 第5条の規定により警察官及び法第76条の司法警察員に通報したことがあるときは、その詳細の説明
- 3 その他参考となる事項

年 月 日
 ○○○市町村○○○○地区 鳥獣保護管理員氏名 ○○○○○○ 印

(日本産業規格A4)

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

福岡県体育研究所

福岡県体育研究所短期研修規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県体育研究所短期研修規程を廃止する訓令

福岡県体育研究所短期研修規程(昭和五十年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)は、廃止する。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

教育委員会

福岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年六月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県文化財保護条例施行規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号から様式第十五号までの様式中「(中略)添付書(A4)」を削る。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和元年六月二十八日
福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則

福岡県教育財産管理事務取扱規則(昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の備考を削る。

様式第三号の備考を削る。

様式第七号の備考を削る。

様式第十五号の備考を削る。

様式第十六号の備考中4を削る。

様式第十九号の備考を削る。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

福岡県立高等学校学則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年六月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県立高等学校学則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「(中略)添付書」を「(中略)添付書」に改める。

第三号様式中「**日本工業規格**」を「**日本産業規格**」に改める。

(福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「**日本工業規格**」を「**日本産業規格**」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年六月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福岡県立特別支援学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの様式中「**日本工業規格A4**」を「**日本産業規格A4**」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年六月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委

員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第二十一号から様式第三十一号までの規定中「**日本工業規格**」を「**日本産業規格**」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。